

公立大学法人旭川市立大学各事業年度業務実績評価（年度評価）実施要領

1 趣旨

この要領は、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人旭川市立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務実績評価（以下「年度評価」という）の実施に関し、「公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 評価実施方法

（１）評価手法

評価は、基本方針に基づき実施する。

（２）評価の流れ

ア 法人による自己評価

（ア）項目評価

法人は、年度計画の記載項目ごとに成果指標の状況も踏まえながら、次の４段階による項目評価及び記述式による評価判断理由を整理する。

評定	評語
4	年度計画を上回って実施している（上回る若しくは十分な実施）
3	年度計画を概ね実施している（実施）
2	年度計画を十分に実施できていない（下回る若しくは実施が不十分）
1	年度計画を大幅に下回っている（特に劣る若しくは実施していない）

（イ）総合評価

法人は、項目評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の４段階による総合評価及び記述式による評価総括について整理をする。ただし、評定に関わる評価の目安については、法人として特別な事情があると判断したときには、この限りではない。

評定	評語	評価の目安
a	中期計画の達成に向けて順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.5 以上 4.0 未満
b	中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.0 以上 3.5 未満
c	中期計画の達成に向けてやや遅れて進捗している。	項目評価の平均値：2.0 以上 3.0 未満
d	中期計画の達成に向けて遅れて進捗しており、改善を要する。	項目評価の平均値：2.0 未満

イ 評価委員会による評価

評価委員会は、法人から提出された自己評価結果を基に、業務の実績について調査・分析を行い、アに定める評価基準に沿って項目評価及び総合評価を実施する。

評価委員会は、各委員が個別に評価した評価結果を踏まえて評価委員会全体としての評価結果を整理する。

3 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、2に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出ることができるものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

4 評価結果の取扱

評価委員会は、評価書を確定したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び旭川市長に送付する。

旭川市は、評価委員会からの評価書について旭川市ホームページ等で公表する。

5 評価結果の活用・反映

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直しまたは改善に活用・反映させていくものとする。

なお、評価委員会は、評価に際して、過去の評価結果が法人の業務運営に活用・反映されているか確認するものとする。

6 評価方法の継続的な見直し

本要領については、評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

7 その他

本要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。